

第10章

シンガポール

周知の如く19世紀の初めラッフルズがアジア交易の要とするためにシンガポールの地に、仲継貿易の基地として自由貿易港を開いたのが、今日のシンガポールの始まりといわれる。この地理的・経済的条件が現在のシンガポールの発展や状況を生み出しているため、受け入れ国としてのシンガポールの外国人労働力問題を考える際には、同国経済の生い立ち並びに特徴を踏まえなければならない。⁽¹⁾

シンガポールは東南アジアのほぼ中心に位置し、周辺に国が多いこと、そのどの国も比較的人口が多いことが、市場の形成や経済圏となりこの国の発展を支えた。それと同時に、周辺諸国からの人の出入りが多く、そのため多くの住民が元は外来者である。台湾や香港と並んで、中国本土以外の華人社会、華人国家であることもこの結果といえよう。またすぐに周辺から労働力が殺到することや、その実態がなかなか把握できないのも、これらの状況が関連していよう。

そして狭い国土で労働力以外これといった資源を持たないこと、国や経済の規模が比較的小さいことは、経済のちょっとした動きも大きな景気変動となってしまう可能性がある。したがってそれに対する対応が求められる。また、貿易立国化、技術立国化や世界の情報・金融センター化を図ること、人口問題や住宅問題、都市開発をマクロ経済全体で取り組むことなどから、経済政策、産業政策、公共政策等政府の役割、対応の姿勢の比重がシンガポー

ルの諸問題を扱ううえできわめて大きく、外国人労働力問題も例外ではない。さらには近隣諸国との相互関係の維持も外国人労働力問題にとって重要な要素である。したがって、これらの要素との関連のなかで、この国の外国人労働力問題を考えなければならない。

表1 シンガポールの主要経済指標

①国土面積 (km ²)	618.1
②人口 (1000人)	2,558
③国民総生産 (100万ドル)	17,731
④1人当たり国民総生産 (ドル)	6,932
⑤失業率 (%)	4.1
⑥消費者物価上昇率 (%)	0.5
⑦輸入 (億ドル)	226.0
⑧輸出 (億ドル)	260.4
⑨生産労働者賃金 (ドル) (時間給)	2.44
⑩経済成長率 83年	7.9
(%) 84年	8.2
85年	△ 1.8
86年予測	1~2

(資料) ⑨米国労働省統計

(出所) 関口順子「投資市場としてのシンガポール・再評価される情報センター機能」(『国際経済・臨時増刊・シンガポール特集』1987年1月)より。

表2 ASEAN各国における1980年の人口密度

国名	1 km ² 当たりの人数
インドネシア	77
マレーシア	42
フィリピン	160
シンガポール	4,155
タイ	75

(出所) 『世界の人口動向と政策課題』(NIRA OUTPUT・NRO-85-2)、総合研究開発機構、1985年10月、第Ⅳ部より。

第1節 経済発展と雇用

19世紀の初め自由貿易港として開かれて以来、仲継貿易すなわち商業が経済の中心であった。その担い手は、シンガポールに渡ってきた華僑や印僑であった。

そのシンガポールが工業化を推進することとなるのは独立を契機とする。政治的独立は経済的独立をも必要とするからである。

独立当時は、まだ仲継貿易指向・依存の姿勢が強かった。しかし最初のマレーシア連邦結成は、北ボルネオ帰属問題により、インドネシアの市場を失う結果となる。また経済的利害対立から連邦より分離・独立し、シンガポールのみで自立せざるをえなくなる。第2次大戦後の周辺諸国の民族独立の高まりもまた、仲継貿易の枠をせばめ、仲継貿易依存の姿勢の存続をむずかしくした。

一方、シンガポールの人口増加は大きく、とくに戦後急増し、その人口の多い年齢層が、この分離・独立の時期に就労年齢に達し労働市場に参入したため、雇用の拡大を必要とする状況にあった。加えて、当時のシンガポールのGNPへの寄与度16%を持つ駐留英軍の基地の撤退が経済と雇用の不調、不安定な状況に追い打ちをかけていた。⁽²⁾これはシンガポール政府のいう「苦難の年」であり、1966年には失業者は5万人（失業率9%）にのぼった。⁽³⁾

このために政府の強力な指導による輸出指向型工業化政策が採られる。たとえば、それまでの創始産業法と産業拡大法を1967年に統合し、経済拡大奨励法とするなど、様々な法や計画を打ち立て、またそれを推進するための組織や機関を創るなどして、輸出指向型産業の育成が図られたのである。

その結果、シンガポールは1966年以降73年まで高成長を達成、73年にはほぼ完全雇用の域（失業率4%）に達した。この発展はアジアにおける奇跡といわれ、新工業国の仲間入りを果たしたのである。

1973年の石油ショックはこの国の経済にも影響し、77年まで低成長となる。しかしかえってそれらの状況を自国にとって有利になるよう導くなどして、それからの立ち直りも他の諸国と比べ、より早かったうえ、石油ショックに伴う世界不況の影響をむしろスプリングボードとして利用し、より高度な産業構造への転換を図ったのである。これはより国際競争力の強い、高度技術産業、高付加価値産業への転換・育成であり、高賃金政策を実現可能とする方向づけである。

しかも自国民(シンガポリアン)による産業の高度化を目指すため、教育、訓練等人材の育成による労働力の質の向上政策の推進や、既存企業の機械化、自動化、コンピュータ化など合理化政策なども進められた。

輸出指向型工業化による高成長は雇用不安を吸収、さらには労働力不足をもたらし、かなりの外国人労働力を導入、依存する状況にあった。それが石油ショック後の停滞状況に陥ったのを機に、あるいはその状況を利用して、自国民労働力の質の向上による産業構造の高度化を図ったのである。政府は低賃金、不熟練労働に頼る産業や企業が外国人労働力を導入するのではなくて、より生産性を高め、高賃金で自国民を雇用できるようにするか、不可能ならば他の高付加価値業種に転換するように促した。したがって不熟練外国人労働力の受け入れは制限されたが、高い技能や知識、能力をもつ外国人の受け入れは一層求められるようになった。

この後のシンガポールの成功は、各方面で取り上げられているとおりであり、多少の変動はあるものの高い成長率を持續しているが、労働力不足は慢性化している。それに伴い、シンガポリアンの高い転職率(ジョブ・ホッピング)と、3K職種はもちろんのことブルーカラー的職業を嫌い、特定の限られた職業に就業希望が偏るなどの問題が生じてきており、そのため外国人労働力への依存は逆に高まった。

なお、1985年に独立以来初めてのマイナス成長を経験したが、この時の雇用減少の6割を外国人労働力で吸収したといわれる。しかし翌年にはプラス成長に転じ、1987年以降再び高成長の状況に戻っている。

この1985年不況の経験、反省から、高賃金水準でも国際競争力を維持できるように、生産性の向上、コスト削減を一層図るとともに、現在の世界経済の国際化、情報化に対応すべく産業構造の高度化を進めつつある。そのため一層政府のリーダーシップを強化していく方向にあり、外国人労働力に対する政策もこの動きに沿ったものとなり、管理が強められてきている。

すなわち全体の経済発展政策と外国人労働力受け入れ政策は密接に結び合って進められているのである。

第2節 シンガポール経済と外国人労働力

シンガポールでは、前述のとおりほとんどの住民が外からの移住者であり、経常的に人の出入りが多いとともに、移住による増加が継続的にみられた。したがってこの国で外国人労働力を規定するのは難しい。どの基準をもって定住者とし、住民とするかは、難問である。シンガポールはかつてはマレーシア連邦の一員であり、現在でも水や食糧などの供給の例でもみられるようにマレーシアとの相互依存関係が強い。互いの国の中には、マレー人、中国人がそれぞれ住民として住んでおり、様々に関係している。そのため国境線ひとつを隔てたその内と外という概念のみで外国人とすることには割り切り難いところがある。

地縁、血縁の絆を大切にす華人社会では様々な形で人の出入りがある。なかには単にシンガポールを經由して他へ移っていく途中の者もある。各民族のなかにも種々の状況の者がいるため、民族だけでは外国人かどうか区別はつかない。またそれぞれにおいていろいろな事情があるため、外国人労働力としてひとつにまとめて扱うことは、様々な問題を捉えきれないことになる。

この事情の下で、基本方向としては可能な限り外国人労働力を締め出し、あるいはできるだけ外国人労働力への依存を排除し、自国民（シンガポリア

ン)による経済成長を目指す。なかでもとくに不熟練労働力を除いていこうとしている。ただし専門・技術労働力に関しては別である。

というのは、ひとつにはわずか620平方キロメートルと、日本の淡路島ほどの広さの国土では収容できる人口数は限られるからである。建国時、人口は急増し、労働供給は需要をかなり上回っていた。そのため人口増加を抑えることが急務とされた。そして経済的自立をもたらす経済成長は、産業政策のみに留まらず、都市開発、住宅建設その他公共政策や金融政策あるいはそれらをサポートする機関、組織などと総合的に結びつけられ、推進されたのである。すなわち雇用問題が人口政策や住宅政策、その他と結びついていたのである。

また国や経済の規模が小さいことにより、経済変動がより大きく現われる。常態的、継続的に経済成長を達成してきているとはいえ、その成長の幅によって失業率は一層大きく変動しており、外国人労働力による影響もそれにより全く変わってしまう。さらには不熟練労働力の存在や外国人労働力への依存は、経済成長推進のための産業構造の転換、高度化にとって障害となるとの見方も強かった。

そのため外国人労働力の受け入れは制限されてきた。とくにタイ、インド、フィリピン、バングラデシュなど「非伝統地域」に対しては、より厳しく制限を行ってきているが、最大の外国人労働力の供給国であるマレーシアに対しては、両国関係の重視・配慮から、「伝統地域」として特別の優遇措置を与えている。労働者を雇う側にとっては、マレーシア人を雇うことに関して、何ら制限がないという。⁽⁴⁾

外国人労働力についての管理、監督は移民局および内務省などの機関を通して行っている。出入国管理法、移民法および収入の低い労働者に対するワーク・パミット(労働許可証)と高い収入労働者に出すエンプロイメント・パスの発行、また外国人労働者比率の設定、外国人労働者税(Levy:賦課金)などで管理・制限を行っている。しかもこの雇用比率および賦課金の額は経済状況、雇用状況そして政府の政策によって、かなり変動しており、管理・

制限がきめこまかく行われていることを示している。

政策的には締め出し・制限の方向であるが、現実には一部外国人労働力を認める前述のような諸策は、シンガポールの慢性的な労働力不足が外国人労働力への依存を弱めることができなかったことによる。

世界経済の国際化に対応する産業構造の転換を進めるため、政府は1987年から賦課金を実施、その後何度か対象労働力や税額の変更が行われ、一層管理・制限を強めた。そして89年の出入国管理法の強化、移民法の変更などさらに制限を厳しくしてきており、それに基づく外国人不法就労者の大量強制送還なども行われている。これは91年までに「非伝統地域」の外国人労働力を段階的に締め出すという政策にのっとり⁽⁵⁾た動きと考えられる。

他方では、香港、台湾、韓国などの地域からの労働力の導入を図ったり、あるいは強制送還した労働力を希望すれば再び受け入れを正式に許可するなど、制限一本槍という形ではなく、外国人労働力の雇用量の調整を管理下に置く形で対処が行われている。

労働力不足は外国人労働力を段階的に減らす動きを抑えている姿になっている。ただ不法就労者の摘発など管理がここに来て一段と厳しくなっているといえよう。

第3節 シンガポールの外国人労働力

ところでシンガポールではどのくらいの外国人労働者が働いているのだろうか。これに関してシンガポール政府によるデータや、権威ある資料というものは寡聞にして知らない。公式のデータはないといわれる。

政府は厳しい管理によって、おおよその数は把握していると考えられるが、様々な要因や状況の変化に応じて、常に制限枠や条件を変えており、またその真の枠や条件は政府内部のみで扱われ、決して公にはされないともいわれる。たとえば、建設業の外国人労働力の雇用比率は、先頃50%から40%

に縮小されたり、60%に拡大されたりした。しかしこの雇用比率は、平均してはぼこの比率ぐらいだというものであって、実際は人数枠で決まっております、その数値は状況その他でかなり変動するという。また送り出し国別の枠もあるといわれる。さらにこの比率は業種全体での平均ということであり、枠は会社（雇用側）毎にあるとも、申請に対する許可でコントロールしているともいわれる。そのため、外国人労働力比率50%と規定されていても、実態としては会社や事業所によっては70%以上のところや、なかには外国人が90%のところもあるという。そしてこの枠は流動的であり、内密のものとされている。したがって外国人労働者数の正確な数値はわからない。⁽⁶⁾

とはいえ、一説には、経済が好調なこともあり、1989年現在では、製造業、ホテル、建設業、造船業で15万人以上、またメイドは5万人で、計20万人以上にのぼるといわれる。その後、制限が強められているものの、労働力不足の状況が一層厳しくなっていることから、実際はこれより増えているのではないかといわれている。労働力人口120万人と対比すると、これは相当の数である。80年に12万人、87年には10万人であったことから考えるとその急増ぶりが窺える。増加を抑えるため、賦課金が何度も引き上げられ、企業にとって賦課金の負担が軽くないにもかかわらず、増加しているのである。それだけ労働力不足が深刻だといえよう。企業側からの規制緩和の要求も強

表3 賦課金の変動

(単位：Sドル)

	外国人労働者	外国人メイド
1988年4月	170*	120
1989年1月	220	160
7月	250	200
1990年2月	280	230
8月	300	250

(注) *建設労働者の賦課金は月額200Sドルである。ただしこれも変動している。

(出所)『海外労働時報』No. 159, 1990年4月より。

詳しくは日本労働協会編『新版・シンガポールの労働事情』1989年を参照。

くな⁽⁷⁾ってきている。そのため不法入国、不法就労が増え、実態はこの20万人よりもかなり多いと考えられている。外国人労働力を管理下に置き調整を行っていきたいとする方向とあいまって、不法就労者の取締りが一段と厳しくなっている。

この状況を反映したものが、1989年のタイ人不法就労者の強制送還であろう。これは、厳しくしてもなお増えつつある不法就労者を締め出すため、本国送還計画をまず手はじめとしてタイに対して行ったものである。ワーク・パミットを持たない外国人を雇用した場合、雇用主、外国人就労者双方に罰金、禁固刑を科す、あるいは不法入国者、不法残留者を雇った場合、罰金、禁固刑に加えて鞭打ちを科す、という法改正を行い、ただし期限までに帰国すれば処罰しないと、タイ国と協議して、期日までに送還した出来事である。

これにより名乗り出てきた不法就労者の数は予想をはるかに上回る1万人であった。うち8割は旅行者として入国したものであり、残り2割は仲介業者の手を経て密入国したものであるという。このように様々な制限にもかかわらず相当数の外国人労働力が存在しているのである。労働力不足が制限政策を乗り越えたともいえるだろう。

製造業のみならず建設労働者の多くを占めるのがマレーシア人といわれる。ジョホール水道を挟んで隣接しており、往き来が比較的容易なため、毎日の通勤がみられるなど、シンガポールでの職を持つマレーシア人が数多くいる。そのためにマレーシア南部の地域では地元での人手不足が常態化している。マレーシアには「伝統地域」として特別待遇を与えていることもあり、就労者の実態が必ずしも捉えられていない。したがって前述のタイの例から推測すると、より多くのマレーシアの労働者が就労している可能性も考えられる。

その後、労働力不足の深刻化や、雇用者側からの強い要望もあったことから、シンガポール政府は、ただちにこれら強制送還者を含むタイ人労働者の再入国およびその他周辺諸国からの労働力の流入を許可している。

送還後まもなく再入国を認める事実やこれら流入を認めている動き、ある

いは外国人労働力を必ずしも排除しているのではないといった政府の発言から、シンガポール政府の真の狙いは、経済や産業などその他多くの問題への取り組みと同様に、外国人労働力問題も直接の管理下に置き、より一層の調整力を高めることにあると考えられる。雇用比率や賦課金額の変更ならびに不法就労者の摘発・取締りがその後も行われてきている。

シンガポールは、国、経済、労働市場それぞれが小規模である。そのため、外からの影響を受け易く、変動も大きくなりがちで、またすぐに限界に達してしまう。いかに安定的に運営・管理するかが大きな課題である。外国人労働力はこの国にとって重要な要素であり、また調整要素のひとつでもある。国内の労働力は規模が小さいうえ、ジョブ・ホッピングが激しく、また就業希望分野が偏っているなどしているため、外国人労働力が一層必要となっている。

とはいえ、外国人労働力の調整・管理は容易ではない。シンガポールは資源といえば、労働力あるいは人間だけである。他国と貿易等を通して、国際社会のなかでバランス良く位置づけられなければならない。またそのなかで隣国マレーシアとの関係を重視していかなければならないのである。

表4 シンガポールにおける外国人労働者数の推移

年	人 数 (人)	人 口 比 (%)
1968	2,213	0.1
1970	13,825	0.7
1973	68,604	3.1
1975	53,412	2.4
1978	80,131	3.4
1979	93,112	3.9
1984	111,684	4.4
1985	105,718	4.1
1986	95,192	3.7
1988	122,447	4.6
1989	127,620	4.8

(出所) 労働大臣官房国際労働課編『平成4年版海外労働白書』日本労働研究機構。

独立後の初期の頃は、外国人労働力といっても、ほとんどが「伝統地域」のマレーシア人であった。それが1970年代後半から「非伝統地域」の国々の人たちに拡大し、問題が複雑になった。とはいえ現在でも外国人労働者供給源としてはマレーシアが最大のシェアを占めている。マレーシアは隣国であり、経済、生活その他種々の面で相互の関係が深い。就業分野もかなりの範囲に広がっている。一方「非伝統地域」からの労働力の多くが、低学歴、不熟練労働力であり、産業構造の高度化や高付加価値化による経済成長促進のネックとなりうる。そのため、各国との関係のバランスを保ちつつ、マレーシアとはその対応において格差をつけなければならない。前述のマレーシア人を雇うことに関して、雇用者側は何んら制限がないことに加え、3年就労すると永住権取得の申請ができることになるという。

ただ、学歴、言語、民族の特質や得手、不得手によるものか、就労する産業あるいは職業が国籍・地域によって比較的分業されており、このことも調整をむずかしくしている。経済動向によっては、特定の産業や職業が縮小したり、拡大したりする。このことはそれに伴い、特定の国からの労働力を制限したり優遇したりすることに結びつき、各国間との関係のバランスに偏りが生ずることにもなる。

また周辺諸国との経済水準や賃金水準の格差、労働力需給の不均衡は、ただ単なる制限や排除だけでは、外国人労働力の流入を抑えたり、止めたりすることはできないことを意味する。

だからこそ、政府の政策や計画の意図、目的を内外に明確にするとともに理解を得ながら、対外関係とくに周辺諸国との関係に気を配り、バランスよく良好に保ちつつ、経済、社会、産業、労働市場その他を順調に運営していくことが重要であり不可欠とされる。したがって外国人労働力に関して、不法就労等を極力取り除き、直接の管理下に置き、有効活用かつ調整を行っているこうとしている。それにより、産業構造の高度化に結びつく、専門・技術等熟練労働力の導入を促進し、他方高度化の障害や社会問題の種となる、不熟練労働者、不法労働者を排除しようとしている。

一見複雑に見えるタイ人不法就労者の強制送還に関する一連の行動は、これらの事情をまさに反映したものといえる。

第4節 雇用主側からみた外国人労働力雇入れの状況⁽⁹⁾

ではこのような状況が、外国人労働力を雇用する側からみた場合、どのように受け取られているのか、また、彼らをどのように雇用しているのだろうか。

企業その他で聞いてみると、まず第1に返ってきた答えは、外国人の不熟練労働力に関してシンガポールは、日本と同じように鎖国しているということである。雇用に対して非常に制限が強いため、受け入れを認めていないのと同じであり、早く開国してほしいとのことであった。

また、エンプロイメント・パスで働いている専門技術者や管理者にしても、いつ何時、許可が取り消されるか、延長・継続が認められなくなるかがわからないため、きわめて不安定な状況に置かれ、精神的な不安感を持つという。

マレーシア人の雇用に関しては何ら制限がないので、雇う側も全く外国人という意識もないし、行政側も外国人扱いをしていないのではないかと、そのような感じを受けているという。ただ、そのマレーシア人が雇用できない、募集しても応募がほとんどない。そのため彼ら以外の外国人労働者を雇わざるを得ないという。

雇う場合、具体的にこの人をこの仕事に雇いたいという申請を出すことになり、あらかじめ雇い入れる労働者に関する情報が必要となる。必要に応じ、募集を行い、応募してきた人を選別、それから申請し許可を得るという形が原則であるが、それをを行うと時間がかかるうえ、機に応じきれず、許可を得るまでの何らかの手当も必要となる。したがってほとんどの場合、すでに外国人労働力のリストを有するエージェントを通じて申請し、許可がおり

ると呼び寄せ、採用するという形になっている。またエージェントを通したほうが、不法入国者や不法就労の問題を避けることにもなり、直接責任を問われることにならない。⁽¹⁰⁾

許可は申請をしてみないとおりるかどうかわからないという。許可は状況により、かなり変動するとともに、会社や企業ごとにその基準が異なっているともいわれ、そのため申請の結果で、すなわち許可されたかされなかったかで、基準を越えたか越えていないか、あるいは基準が高いか低いかを判断せざるを得ないという。

企業が外国人を雇用した場合、全般にコストが高くつくという形をとって制限が行われているともいう。外国人労働者はその時間当たり賃金が低くても、賦課金加わるので、企業側のコストは国内の労働者を雇用するのとあまり違わなくなる。ある修理部門では、月の基本給が400～500シンガポールドル(S\$)で、それに残業手当分400～500S\$と賦課金300S\$, その他費用が加わって、1人当たり総労働コスト1300～1400S\$となり、シンガポール人やマレーシア人を雇うのとほとんど変わらない、残業が若干多いぐらいが差かもしれないという。

この他、期限になると必ず帰国させるための保証として、帰国代金をdepositとして納めるか、パスポートおよびワーク・パミットといっしょに帰国用航空券を購入してとじておくなど費用がかかる。⁽¹¹⁾ また、ジョホール・バルから通勤するマレーシア人の場合を除いて、住宅・宿舍の提供にも費用がかかる。さらに準備金や申請費用などの費用が必要となるほか、それを行う事務量、その他、時間、労力等が大きなコストとなっている。また、申請し許可をえた以外の仕事につけることができないため、状況が変化しても転職させることができないことも大きなコスト要因となっているという。

その他、規定や制限条項にはずれた場合の罰金・罰則も外国人雇用抑制の要因となっている。

なお、シンガポールの外国人労働者は周辺諸国から来ることが多く、そのうちマレーシアからは1989年に毎日通勤してくる1万人を含めて3万人で、

製造業、建設、サービス、商業等に従事し、フィリピンからは4万人で女子はメイドに就業する場が圧倒的であり、男子は修理や建設が多いといわれる。タイからはそれらの分野を補う形となっている。シンガポール労働省の報告書の中に触れられている外国人労働力状況をまとめると、1968年に2300人であったのが、89年には12万8000人で国内労働力の10%にまでなったとい⁽¹²⁾う。

以上のように、シンガポールの外国人労働力政策は、この国が国際社会で生きていくための経済政策、産業政策、公共政策、対外政策などと深く結びつけられたものとなっている。他の受け入れ国と同じように、高度な能力を持つ労働力はより積極的に受け入れ、低学歴・不熟練労働力は必要最少限に抑えるよう様々な制限を加え、基本的な方向としては、排除し、締め出す姿勢をとっている。

そのため、政府は積極的に全体の把握、管理、調整、活用に取り組んでおり、多大の努力を払っている。経済変動や外圧をも政策推進のため利用している。しかも、この国の置かれている立場から、地域や国を分けてそれぞれに異なった対応を行い、対外関係のバランスを保ちながら進めている。

まさにこれらの目的や姿勢を反映したものが、外国人労働者税の導入であり、その制度の運用である。度重なる税額の変更や職種別規定は、経済や労働市場の状況あるいは問題に対応して変化・調整していこうとするものである。また不法就労者の摘発等は、状況を把握し、かれらを極力減らして、政府の管理下、制度の下に置くことにより、一層その調整の能力を高めようとしているからである。

とはいえ、経済や賃金、生活の格差、雇用機会の偏在による、加えて人口規模の大きい周辺諸国からの流入圧力は大きく、実際の取り組みは容易ではない。政府は、1991年までに不熟練労働者をほとんど排除するという方針を打ち出していたが、その方向への努力がなされているものの、労働力不足はその達成を実現させなかった。また不法就労者の存在も、最近の取締り状況からみて、根強いものがあることを窺わせる。

このような状況のなかで、外国人労働力を積極的に活用し、実態を把握、管理していこうというシンガポール政府の姿勢は評価すべきであろう。ただその内容に関しては公表されないのは残念ではある。

〔注〕

- (1) シンガポールの歴史や独立後の動向に関しては数多くの文献がある。たとえば、林俊昭編『シンガポールの工業化 アジアのビジネス・センター』（アジア工業化シリーズ11）アジア経済研究所、1990年／矢延洋泰『小さな国の大きな開発——シンガポールの現代化』勤草書房、1983年／大阪市立大学経済研究所編『世界の大都市6・バンコク、クアラルンプル、シンガポール、ジャカルタ』東京大学出版会、1989年などが挙げられる。
- (2) 平川均「アジア新工業化とシンガポール」（大阪市立大学経済研究所・奥村茂次編『アジア新工業化の展望』東京大学出版会、1987年）Ⅴ章を参照。これに関してはGDPの14%、雇用への影響5万人（矢延洋泰、前掲書）と示しているものもある。
- (3) 1966年の失業率9%弱は、まだしも改善された状態であり、独立前夜には14～15%、独立時には12%もあったといわれる。
- (4) 「伝統的供給国」という言い方もある。
- (5) シンガポールの労働事情に関しては、Pang Eng Fong, "Development Strategies and Labour Market Changes in Singapore," Pang Eng Fong 編, *Labour Market Developments and Structural Change : The Experience of ASEAN and Australia*, シンガポール, Singapore University Press, 1988年, 6章やその他Fong氏の論文, 日本労働協会編『新版シンガポールの労働事情——日系企業と労使関係』日本労働協会, 1989年, 等に詳しい。とくに最近の外国人労働力に対する諸措置に関しては, 日本労働協会編のものに詳しく載っている。なお, 各種法律, 制度, 政策等についても詳しく扱っているので参照されたい。
- (6) 日本労働研究機構『海外労働時報』No. 159, 1990年4月, 18ページおよび根津清「労働事情, その意識とレベルは高度産業社会を支えるか」(『国際経済・臨時増刊・シンガポール特集』No. 270, 1987年1月)など参照。シンガポールの場合, 外国人労働力と外国人メイドを分けて言ったり, 扱ったりする場合が多い。しかし外国人労働力の数値をいう場合, その数値にメイドを含むのか含まないのか, 明示されないことが多く, 実際の規模は判断し難い。

また外国人雇用比率の枠に関しては, 矢延洋泰「巧妙なシンガポールの外国人労働者対策——日本が学べるものは何か」(『エコノミスト』1989年10月3日号), 「アセアン諸国の人口問題」(『世界の人口動向と政策課題』NIRA-OUTPUT,

NRO-85-2, 総合研究開発機構, 昭和60年10月), および根津, 前掲論文など参照。ただし, この雇用率の枠は産業全体に対していわれているもので, 必ずしも各企業のレベルにまで及ぶものではないといわれる。あるいは企業別の枠があるともいわれる。

- (7) シンガポールリアンの雇用には強制貯蓄にあたるCPF (中央積立基金) があり, 雇用者, 被雇用者双方が負担している。賦課金はこの負担分とのバランスをとる意味もある。CPFは引退後の老齢保障制度である。CPFに関しては日本労働協会編, 前掲書を参照。
- (8) 『海外労働時報』No. 155, 1990年1月および矢延洋泰, 前掲論文などを参照。
- (9) 1990年12月にシンガポール現地で企業, 大学, その他でのインタビュー調査による。
- (10) 政府認可の送金エージェントも多数存在する。
- (11) 帰国する航空機に乗ったという証明があって, depositが返される。
- (12) 労働大臣官房国際労働課編『平成4年版海外労働白書』日本労働研究機構, 514~515ページ参照。